

大分県報

平成二十八年
第二八〇九号
八月三十日

（火曜日）

目次

告示

- 平成二十八年県民歯科健康状況実態調査の実施……………一
- 県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………一
- 指定予定保安林……………一
- 森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………二
- 道路区域の変更……………三
- 公 告……………三
- 所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………三
- 落札者等の公示（三件）……………三

○告示

大分県告示第四百六十六号

大分県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十五年大分県条例第五十二号）及び大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、県民歯科健康状況実態調査を次のとおり実施する

平成二十八年八月三十日

一 調査の目的

本県の歯科健康状況を把握することにより、これまで実施されてきた歯科保健施策及び大分県歯科口腔保健計画「歯ッスル大分八〇二〇」の評価並びに今後の歯科保健医療対策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 性別

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年八月三十日

大分県報（告示）

- 2 年齢
 - 3 歯や口の状態
 - 4 顎関節の異常
 - 5 歯の状況
 - 6 補綴の状況
 - 7 歯肉の状況
- 三 調査範囲
県下に居住する十五歳以上の者から性別・年齢階層別に抽出した約一千三百人
- 四 調査期間
平成二十八年十月一日から同年十一月三十日まで
- 五 調査方法
調査員による聞き取り調査及び口腔内診査により行う。

大分県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備） （農道整備） （ほ場整備） （暗渠排水）	大野東部地区	平二八・八・三〇から 平二八・九・二〇まで	豊後大野市 役所

大分県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十八年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字森崎浦字白ハマ一八三九番・一八四〇番・字越田尾一九一八番一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字白ハマ一八一三番から一八一五番まで、一八一七番から一八二六番まで、一八三一番、一八三三番から一八三八番まで、一八四六番、字越田尾一九一八番八から一九一八番一二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字白ハマ一八二六番・一八三一番・一八三三番から一八四〇番まで・字越田尾一九一八番一一から一九一八番一三まで（以上十三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百六十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林若しくは樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十八年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成二十八年九月二十三日から平成二十九年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年八月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道飯田高原中村線	玖珠郡九重町大字後野上字下小屋五四七番三地从先から玖珠郡九重町大字野上字野上八番一地从先まで	前	メートル 一四・〇 六・五	メートル 五八三・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 四七・〇 九・四	メートル 六九〇・〇	
	玖珠郡九重町大字後野上字下小屋五四八番四から玖珠郡九重町大字野上字本村五二〇番八まで	後	メートル 四七・〇 九・四	メートル 六九〇・〇	

○ 公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なもので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。
平成二十八年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年八月三十日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

梅木重徳、梶原朔朗、玉麻伊蔵、松崎若松、矢野八二郎

中津市役所

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十八年七月二十九日付け大分県告示第四百三十二号により行つた同法第三十条の規定による通知

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年八月三十日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

心臓血管撮影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事、保守委託等を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課
大分市大字豊饒四百七十六番地

三 落札者を決定した日

平成二十八年七月二十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉 村 恭 彰

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

二億一千九百七十八万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年六月七日

次のとおり落札者等について公示する。

大分県報（告示・公告）

平成二十八年八月三十日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

脳神経外科手術用顕微鏡一式（旧機器撤去・処分を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市大字豊饒四百七十六番地

三 落札者を決定した日

平成二十八年七月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社田吹ムトウ本店営業部 取締役部長 正 喜 浩 司

大分市大石町五丁目三番二号

五 落札金額

五千八百八十四万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年六月十四日

~~~~~

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年八月三十日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

新生児生体モニター一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市大字豊饒四百七十六番地

三 落札者を決定した日

平成二十八年八月十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉 村 恭 彰

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

九千二百八十八万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年六月二十八日